

墓地返還に必要な書類

- 1 霊園使用許可書
紛失されている場合は提出不要です。
- 2 霊園使用関係届書（使用区画の全部・一部の返還）
印鑑登録証明書の原本の返却をご希望の方は、届書の「戸籍謄本・印鑑登録証明書の原本返却希望」にを入れてください。
- 3 墓地返還に係る誓約書
親族間で十分にお話し合いの上でご記入ください。
- 4 墓地使用者の印鑑登録証明書… 1 通
- 5 改葬許可申請書（被埋蔵者数分）
墓地に埋蔵されている焼骨をほかの墓地・納骨堂に移すときには改葬手続きが必要です。
- 6 改葬許可書発行手数料 300円 × 被埋蔵者数分
郵送の場合は、郵便局で小為替を購入し、同封してください。
なお、指定受取人欄は無記名（空欄）をお願いします。
- 7 施設建設施工届・施設建設完了届 ※墓石撤去工事に係るもの
提出にあたっては、石材店にご相談ください。

※上記2・3・7の届出様式は、環境課、霊園事務所で配布しています。
市ホームページからも入手可能です。

【市ホームページ】

トップページ下部「申請書ダウンロード」 > 環境衛生に関するもの > 霊園関係

墓地使用者が既に亡くなっている場合は、先に墓地の承継が必要です。
「墓地承継に必要な書類」をご確認の上、承継手続きを済ませてください。
上記の墓地返還に必要な書類は、**新使用者名義**で届け出てください。

問い合わせ先・届出先
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号(※)
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係
TEL:0797-38-3105 / FAX:0797-38-2162
※6月1日より市役所北館3階に移転しました。